

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、小型モーター事業を通じた「国際社会への貢献とその継続的拡大」を経営理念に掲げ、その実現にこそ当社の存在意義があるものと認識しております。当社のコーポレートガバナンスは、この経営理念の実現をサポートする機関設計、経営管理体制、及びそれを維持するための経営上の諸施策からなります。したがって、適切なコーポレートガバナンス体制を整備し、運用する基本的な目的は、適正利益の創出と企業価値の向上を通じて、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益に継続的に貢献することにあります。

上場企業としてのコーポレートガバナンスについては、次のような体制を構築、維持することが不可欠であると考えております。

- ・経営上の意思決定と効率的な業務執行が明確な区分をもって行われ、責任の所在が明らかであること。
- ・適切な内部統制システムが構築され、運用されていること。
- ・株主と利益相反のない独立役員が相当数選任され、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていること。
- ・企業倫理とコンプライアンスの実践が、組織の社会的公平性を支え、すべてのステークホルダーからの信頼と期待に応える基本である、という認識が企業文化として、全従業員によって共有されていること。
- ・株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、適正、公平、適時かつ明瞭に企業情報の開示が行われ、取締役会及び監査役会等によるアカウンタビリティが確保されていること。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則のすべてについて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、営業・購買政策をはじめ事業運営上の必要性を考慮し、政策保有株式を保有することがあります。取締役会において、政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえ、中長期的な観点から検証を行い、これを反映した保有目的及び合理性について確認しております。

また、政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使についての判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役、監査役及び主要株主等との取引については、取締役会の事前の承認を得て実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、すべてのステークホルダーより当社の企業価値に対する評価と信頼を得るため、適正、公平、適時かつ明瞭な情報開示に努めるほか、情報開示の工夫・充実を図り、有用性の高い情報を開示しております。

また、当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所が定めている諸規則に沿って情報開示を行い、法令・規則に該当しない情報についても、ステークホルダーからの理解を得るために有用と判断した場合、迅速かつ正確に情報開示を行っております。

それぞれの項目についての状況は以下のとおりです。

- ・経営理念、経営戦略及び中期経営計画について、当社ウェブサイトや事業報告書等にて開示しております。
- ・取締役及び監査役報酬等に関する方針を、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- ・取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針として「取締役及び監査役候補者選任基準」を定めて公表しております。
- ・取締役及び監査役候補の指名の際は、個々の選任・指名理由を当社ウェブサイトや株主総会招集通知にて開示しております。
- ・取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を取締役会及びその構成員である各取締役が担い、業務執行機能を各執行役員が担っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会の審議を活性化し、ガバナンス機能を強化するため、独立性のある社外取締役を2名以上置いております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の要件に加え独自の「社外役員独立性基準」を基に独立社外取締役及び独立社外監査役を選任しております。

【原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効率的に発揮できる員数として11名以内としております。

【原則4-11-2 取締役及び監査役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

【原則4-11-3 取締役会の実効性の評価】

当社の取締役会は、すべての取締役及び監査役を対象に毎年実施する取締役会評価アンケート結果を参考にしつつ、取締役会全体の実効性

について分析・評価を行い、その結果の概要を開示しております。

【原則4-14-2 取締役会・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役がその役割及び責務を適切に果たすために必要なトレーニングの機会を提供しております。また、社外取締役及び社外監査役に対して、当社の事業課題等についての理解を深めるため、必要な情報提供、関係部門からの説明を行うとともに、当社海外拠点視察の機会等を設定しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、「株主との建設的な対話に関する基本方針」に基づき、株主との対話を通じて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
馬淵隆一	5,000,800	7.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,817,700	5.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,198,000	4.66
公益財団法人マブチ国際育英財団	3,000,000	4.37
有限会社ブルミエ	2,068,600	3.02
馬淵 喬	2,060,600	3.00
馬淵 保	2,060,414	3.00
株式会社タカ・コーポレーション	2,056,000	3.00
テキサス株式会社	1,856,000	2.71
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,281,400	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (注) 1. 上記のほか、自己株式1,339,870株を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記の表から除外しております。
2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しており、小数第2位未満を四捨五入し表示しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、当該会社の信託業務に係る株式であります。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、当該会社の信託業務に係る株式であります。なお、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式98,700株、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式119,600株は含まれておりません。
5. 平成29年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者である他5社が平成29年2月15日現在で3,537,876株(発行済株式総数に対する割合5.06%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として平成28年12月31日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
橋本 伊智郎	他の会社の出身者													
御手洗 尚樹	他の会社の出身者								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

橋本 伊智郎	○	当社との間に過去から現在にわたり特別な利害関係はなく、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程に規定する独立役員に指定しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、株式会社IHIの経営者として長年にわたり会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して有用かつ適切な助言、提言を期待できると同時に、経営全般の監督機能の強化を図ることができると判断しました。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の確保の状況についての開示義務に係る独立性の判断要素のいずれにも該当しません。加えて、当社社外取締役としての地位以外に、上記会社経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定しました。
御手洗 尚樹	○	当社との間に過去から現在にわたり特別な利害関係はなく、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程に規定する独立役員に指定しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、株式会社日立製作所及びそのグループ企業の執行役として長年にわたり会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して有用かつ適切な助言、提言を期待できると同時に、経営全般の監督機能の強化を図ることができると判断しました。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の確保の状況についての開示義務に係る独立性の判断要素のいずれにも該当しません。加えて、当社社外取締役としての地位以外に、上記会社経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

役員人事及び報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を設置し、各委員会はその半数以上が社外取締役で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は、会計監査人の監査計画について、会計監査人からあらかじめ報告を受け、本決算及び四半期決算の監査実施過程において生じた問題等に関する聴取を適宜行うとともに、各決算終了後の監査報告会において監査結果の報告を受けるほか、適宜監査の方法を確認し、意見交換を行うなど、会計監査人との適切な連携を保っています。

加えて、監査役の監査計画を策定するに当たり、あらかじめ内部監査部門と協議の上、必要に応じて監査役監査を補完する監査補助活動を求めるなど、双方の連携による監査の強化・充実を図っております。

内部監査部門は、監査役の要請に応じて監査職務の補助業務を行うほか、内部監査活動や内部通報制度などを通じて得た重要な情報及びその監査・調査結果について、随時監査役に報告、意見交換を行うなど、適切な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本橋 信隆	公認会計士													
増田 亨	弁護士													
浅井 隆	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本橋 信隆	○	当社との間に過去から現在にわたり特別な利害関係はなく、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程に規定する独立役員に指定しております。	<p>・同氏は、公認会計士としての企業会計に関する豊富な専門知識と経験を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えていることから、社外監査役として適正な監査を行うことができると判断しました。</p> <p>・同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の確保の状況についての開示義務に係る独立性の判断要素のいずれにも該当しません。加えて、当社社外監査役としての地位以外に、公認会計士として主たる職業を有していること及び他の会社の社外監査役としての職業を有していること並びにその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じることのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定しております。</p>

増田 亨	○	当社との間に過去から現在にわたり特別な利害関係はなく、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程に規定する独立役員に指定しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験(株式会社住宅債権管理回収機構の取締役として会社経営に参与している経験を含む)と専門的知見を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えていることから、社外監査役として適正な監査を行うことができるかと判断しました。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の確保の状況についての開示義務に係る独立性の判断要素のいずれにも該当しません。加えて、当社社外監査役としての地位以外に、弁護士として主たる職業を有していること及びその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じることのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定しております。
浅井 隆	○	当社との間に過去から現在にわたり特別な利害関係はなく、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程に規定する独立役員に指定しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、弁護士としての法令に関する専門知識と豊富な経験を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えていることから、社外監査役として適正な監査を行うことができるかと判断しました。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の確保の状況についての開示義務に係る独立性の判断要素のいずれにも該当しません。加えて、当社社外監査役としての地位以外に、弁護士として主たる職業を有していること及びその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じることのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社は、取締役の報酬額を、固定枠と変動枠からなるものとし、固定枠については定額(月額1千5百万円以内)をもって定め、変動枠については各事業年度の連結純利益の0.7%以内(年額上限2億円)とする利益連動算定基準を設けております(平成19年3月開催の第66回定時株主総会決議による)。この利益連動型の報酬は、業績及び企業価値向上のためのインセンティブ効果を高める上で相当であるものと考えております。

また、取締役の長期インセンティブとして、社外取締役を除く取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入し、上記取締役の月次報酬固定枠及び年次利益連動報酬変動枠からなる報酬限度枠とは別枠にて、新株予約権を年額6千万円以内の範囲で割り当てることをご承認をいただいております(平成25年3月開催の第72回定時株主総会決議による)。株式報酬型ストック・オプションは、企業価値向上及び株価上昇のための長期的なインセンティブ効果を高める上で相当であるものと考えております。

さらに平成28年3月30日開催の第75回定時株主総会において、中期業績に連動した業績連動型株式報酬制度の導入についてご承認をいただいておりますが、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることに寄与するものであり、本制度の導入は相当であると考えております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	-----------

当社の業績や株価との連動性を強め、取締役及び執行役員が株価上昇のメリットのみならず株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有する仕組みにすることで、企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲や士気を高めることを目的として、取締役及び執行役員(社外取締役及び国内非居住者を除く)を対象に株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

なお、平成28年12月末日における当社の役職員等が保有している、すべての新株予約権は、次のとおりです。

1. 新株予約権の数 2,165個
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 28,290株

3. 発行済株式の総数に対する比率 0.040%

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

前期に当社(親会社)の取締役及び監査役に支払われた報酬及び賞与は、以下のとおりです。

当社取締役に対する報酬総額 3億9千1百万円(報酬限度額:月額1千5百万円以内)

当社監査役に対する報酬総額 4千1百万円(報酬限度額:月額4百万円以内)

(注)1. 上記報酬等の額には、平成28年3月30日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役(社外取締役を除く6名)に付与した新株予約権3千7百万円を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、当事業年度に役員賞与引当金として費用処理した1億4千5百万円を含んでおります。

3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人分給与相当額は4千6百万円(支給人員3名)であります。

なお、報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額の内訳は、以下のとおりです。

亀井慎二(取締役):報酬等の総額1億9百万円

(内訳 基本報酬4千8百万円、賞与3千4百万円、ストックオプション9百万円、業績連動型株式報酬1千8百万円)

大越博雄(取締役):報酬等の総額1億3千4百万円

(内訳 基本報酬5千2百万円、賞与5千3百万円、ストックオプション9百万円、業績連動型株式報酬2千万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、平成19年3月29日開催の当社第66回定時株主総会において、取締役の報酬額(総額限度枠)は、固定枠と変動枠から成るものとし、固定枠(月例報酬)については月額1千5百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、変動枠については、各事業年度の連結純利益(利益連動取締役報酬を含まずに算定したもの)の0.7%以内(年額上限2億円)、監査役の報酬額(総額限度枠)は、固定枠(月例報酬)として月額4百万円以内とすることをご承認をいただいております。

各取締役の報酬のうち固定枠部分は、各取締役の職位、職務の内容、他社水準、経営環境の変化等を勘案して決定しております。変動枠部分は、一定の業績評価指数による個人の業績評価に基づいて決定いたします。ただし、社外取締役ににつきましては、業務執行から独立した立場であることから、業績に左右されない固定月例報酬のみといたしております。

各監査役の報酬は、社外取締役と同様、業務執行から独立した立場であることから、同じく固定月例報酬のみとしており、監査役の協議により決定されます。

平成25年3月28日開催の当社第72回定時株主総会において、取締役の長期インセンティブとして、上記報酬とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)を対象とする株式報酬型ストック・オプションを導入し、年額6千万円以内の範囲でこれを割り当てることについてご承認をいただいております。その支給時期及び配分は取締役会の決議により決定することといたしております。

また、平成28年3月30日開催の当社第75回定時株主総会において、取締役の中期インセンティブとして、あらたに取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く)を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入することについてご承認を頂いております。当社株式取得のための拠出金額の上限を48千万円以内とし、今後受益者要件を充足した取締役に対して、本制度の最終事業年度の末日直後の5月(当初対象期間は平成31年5月)頃に、株式交付ポイントに基づいた当社株式等の交付等を行います。その支給配分等は取締役会にて決議決定することといたしております。

なお、当社は、平成20年3月28日開催の当社第67回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役室を設置し、必要に応じて内部監査部門その他の使用人に対し監査業務の補助を依頼することができるものとしております。また、内部監査部門の監査結果や内部通報制度を通じて得た情報は、適宜監査役(社外監査役を含む)に伝達することとし、かつ各監査役は重要な会議への出席及び重要書類などの閲覧を求めることができる環境を整備しております。

社外取締役は、総務部門がサポートし、会議日程の通知や資料の事前配布、他の取締役及び監査役との会合等を実施しております。

そのほか、社外取締役及び社外監査役に対しましては、定例取締役会以外に臨時で開催される取締役会その他の重要な会議の日程を可能な限り早めに決定し、これら会議への出席に関し、スケジュール調整に柔軟性を持たせるよう配慮しております。

なお、臨時に開催される取締役会に社外取締役又は社外監査役が出席できない場合には、当該会議における議案及び資料などの情報は、あらかじめこれを当該社外取締役又は社外監査役に配布又は説明して意見を聴取し、他の取締役又は常勤の監査役から当該取締役会にこれを報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役の業務執行、取締役による業務執行の監督機能に係る事項

経営上の重要な意思決定は、当社の経営環境を熟知し業務に精通した6名の社内出身取締役及び2名の独立社外取締役で構成される取締役会において行っております。取締役会は、経営上の意思決定と取締役の業務執行の監督に関する中心的な機能を果たしており、法令の定めるところにより、重要な業務執行の決定及び重要な業務執行状況の報告を行っております。取締役会において決定された事項は、代表取締役及び各業務執行役員を通じて業務の執行に移されます。取締役会は、毎月1回定期的にこれを開催するほか、必要に応じて適宜開催されます。独立社外取締役は、取締役会において、経営全般に対する監督及び助言機能を担うものと認識しており、経営の透明性の確保・向上に貢献しております。

加えて、当社におきましては、執行役員制度を導入し、戦略的意思決定と監督機能を取締役に集中させ、執行役員に日常的な業務執行の権限と責任を与えることにより、双方の機能強化を図っております。

また当社では、取締役会の機能を補完することを目的として、主として執行役員で構成される役員会議を設置し、取締役会に付議される重要議題に関する事前協議、法令に基づく取締役会の権限の範囲外とされる業務執行の意思決定、業務執行状況の報告等を行っております。これによって、取締役会での報告・議案の審議においては、意思決定及び業務執行の監視・監督に比重を置き、これら機能を高めることが可能となっております。役員会議は、原則として毎月2回定期的に開催しております。

2. その他監査・監督機能に係る事項

(1) 監査役(会)及びその機能強化に関する取り組み

各監査役は、法令に基づくほか、監査役会で決定した監査基準・方針・計画・業務分担に従い、取締役等の業務執行監査を行っております。具体的には、取締役会、役員会議及びその他の重要会議に出席するほか、重要な業務執行の決定及びその執行に関する書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人に対しこれら書類の提出又は報告を求める方法により、取締役の業務執行を監査・監督しております。また、原則として隔月に1回監査役会を開催し、これに出席するほか、月1回程度、定期的に取締役の業務執行について監査役相互の意見交換や必要な協議を行っております。

なお、当社においては、社外監査役に高い独立性を求めるとともに、これを監査役の半数以上選任することにしており、かつ法令や財務及び会計に関する専門的な見地又は相当程度の知見を有する監査役を選任しており、これらを含む監査役が、必要に応じて内部統制担当役員、内部統制部門、会計監査人、内部監査部門から重要な関連情報を聴取し、取締役又は監査役に報告・助言を行っております。

(2) 内部監査部門

当社は、社長直轄の組織として経営監査室を設置し、適宜監査役(会)及び内部統制担当役員、内部統制部門と連携を図りながら、当社を含むグループ各社の内部統制の体制の整備状況及びその運用状況並びにこれらの有効性等について継続的な監視を実施し、社長その他の取締役及び監査役にその結果を報告する仕組みを確立しております。

(3) 会計監査人

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。新日本有限責任監査法人は、独立した第三者としての立場から本決算及び四半期決算に関する監査及びレビューを実施し、当社は、監査等の実施過程において生じた問題等に関する報告を適宜受けるとともに、各決算終了後の監査報告会(内部統制担当役員及び監査役が出席)において監査等の結果の報告及び財務報告に係る内部統制の有効性に関する報告を受けており、不備等があった場合には適時に対応しております。

なお、平成28年12月期における監査等の体制は以下のとおりです。

・ 監査業務を執行する公認会計士の氏名(継続監査年数)

指定有限責任社員 業務執行社員 成田智弘(4年)、高田慎司(6年)

・ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名、その他 25名

(4) その他の監査・監督機能に係る事項

当社は、取締役会で決議いたしました内部統制基本方針に基づき、内部統制の体制整備に努めており、リスクマネジメント活動やコンプライアンス活動、監査役監査や内部監査活動などにおいて発見された内部統制の不備などが取締役及び監査役に定期・不定期に報告され、その適時かつ適切な是正が行われており、継続的にその機能及び効果を高めていく仕組みを構築しております。また加えて、稟議制度や職務権限・業務分掌その他の社内規程を整備し、その適切な運用を図ることによって、業務執行の適切性を確保する一助としております。これら社内におけるさまざまな仕組みは、取締役の業務執行の監視・監督をサポートする機能を有しております。

3. 指名・報酬決定機能に係る事項

平成28年1月1日付けで取締役会の諮問機関として、報酬委員会及び指名委員会を設置いたしました。指名委員会では、取締役、監査役、執行役員及び理事の選任に関する内容について、報酬委員会においては、取締役、執行役員及び理事の報酬等について審議を行い、それぞれの審議結果を取締役に答申することにより、取締役等の指名や報酬等に関する決定プロセスを透明化し、コーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営リソースを小型モーター事業分野に集中・特化するとともに、当社及び当社の完全支配子会社により企業集団を構成するというシンプルな経営体制を採っております。当社におきましては、これらの事業内容、経営体制に即した取締役の役割、経営の効率性及び経営監視体制の整備状況等を勘案し、これに適した機関設計の選択肢として監査役会設置会社を採用しております。

当社は、小型直流モーターのパイオニアとして、常に独自の製品・技術の開発と経営組織・管理体制の整備に注力するとともに、差別化を実現し成長を遂げてまいりました。また加えて、継続的にコーポレートガバナンスの強化・充実を図り、経営・業務執行体制と実践的な内部統制システムを構築し、効率的なグループ経営を実現してまいりました。具体的には、高い独立性と経営者としての豊富な経験を有する社外取締役(2名)を設置するとともに、やはり高い独立性と専門性を有する社外監査役(3名)を含む監査役監査、経営(内部)監査、品質システム監査等の内部監査及び独立会計士監査など多面的な経営監視体制を構築し、実効化することで、経営組織の秩序を維持し、グループ全体で、適切なリスク管理やコンプライアンスを実現しております。

当社は、このようなコーポレートガバナンス体制を構築・採用することにより、経営の効率化と透明性を確保しておりますが、今後とも、当社の事業特性に適した体制のあるべき姿を継続的に追求してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性向上を目的に、インターネットによる議決権の行使に対応しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の議案審議時間を十分に確保することを目的に、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	一部英文翻訳版を当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	招集通知の発送前に、当社ウェブサイトにてその内容を掲載しております。また、株主や投資家の皆様の要請を反映し、招集通知の添付書類の記載内容の充実を図っており、今後ともさらなる改善を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等において会社説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算の発表に際し決算説明会を開催し、広くアナリスト及び機関投資家の参加を募り、当社代表取締役社長、担当取締役及び担当業務執行役員が出席し、当該決算の内容及び経営計画等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(四半期決算短信を含む)、アニュアルレポート及び(事業)報告書等のIR資料を当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門担当役員、広報IR室がその任に当たっております。	
その他	随時当社にコンタクトされるアナリスト及び機関投資家の質問等に対して当社内における面談、又は電話会議等により回答をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営ビジョン、倫理規範及びコーポレートガバナンス・ポリシー等を明文化し、ステークホルダーに対して社員のとるべき行動を明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社及び生産子会社においてISO14000シリーズの認証を取得し、これを適切に運用することにより、事業運営に係る環境保全活動の継続的な実施と成果の向上を実現しております。また、社会貢献活動として、1. ロボットコンテストへの協賛と当社モーターの提供、当社社員による小学校での理科出前授業の開催や夏休み工作教室の開催及びインターシップ制度に基づく国内外の学生受け入れ等、ものづくり・教育に関する国内での支援活動、2. 学校の設立、奨学金の拠出、教育団体への寄付やパソコン等学習用品の贈呈等、海外現地での教育活動支援、3. 周辺地域の清掃、緑化、献血等の地域支援活動を実施しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、すべてのステークホルダーより当社の企業価値に対する評価と信頼を得るため、適正、公平、適時かつ明瞭な情報開示に努めるほか、情報開示の工夫・充実を図り、有用性の高い情報を開示することを基本方針としております。また、当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所が定めている諸規則に沿って情報開示を行い、法令・規則に該当しない情報についても、ステークホルダーからの理解を得るために有用と判断した場合、迅速かつ正確に情報開示を行うこととしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方＞

適切な内部統制システムはコーポレートガバナンスの基幹であり、その構築・整備は取締役の重要な責務であります。

当社においては、会社法に従って、内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、次に示すとおり当社グループの業務の適正性を確保するための体制を整備し、これを確実に実践してまいります。

＜内部統制システムの整備状況＞

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「マブチ経営ビジョン」(経営理念、経営軸、経営指針、海外拠点経営指針、行動指針)及び「マブチ倫理規範」を策定し、これを当社グループ全役員及び従業員に冊子、電子メール、社内報、研修等によって周知し、法令及び企業倫理・社会規範の遵守(以下「コンプライアンス」という。)と国際社会への貢献が、当社グループの企業活動の前提であり、企業風土とすることを徹底する。
- b. 代表取締役は、コンプライアンスに係る活動について、これを全社的に統括する担当取締役及び当該業務を所管する部門を定めるとともに、各子会社にコンプライアンス担当役員を設置し、コンプライアンスの確実な履行に必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- c. 代表取締役は、法令・定款及び社会倫理に反する行為又はこれらの疑いある行為について、使用人その他の従業者が、職制を通じた通常の業務遂行における情報伝達ルートによらず、代表取締役に通報、相談することを可能にする制度及びそのためのルート(倫理規範ホットライン)を設ける。
- d. コンプライアンス活動の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、コンプライアンス体制の継続的改善に努めるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、これを全社的に統括する担当取締役及び当該業務を所管する部門を定め、当該情報の記録方法、保存期間その他の管理方法等に関する社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役及び監査役並びに内部監査部門は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役は、事業活動に係る損失の危険(以下「リスク」という。)の管理について、これを全社的に統括する担当取締役及び当該業務を所管する部門を定め、リスクの適切な管理のために必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 代表取締役は、当社各部門責任者及び子会社の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、日常の事業活動におけるリスクの認識・評価、リスクへの対応、情報の伝達等に関し、組織横断的な活動を可能にするるとともに、リスクの顕在化に備え、当社グループ全体の事業活動を視野に入れた緊急時の連絡・対応体制を整備する。
- c. リスク管理の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、リスク管理体制の継続的改善に努めるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令に定める重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行に関する監督を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則を制定し、その適切な運用に努める。
- b. 取締役会の機能を補完し、より機動的、効率的、効果的な業務執行の決定と監督を可能にすることを目的として、主として業務執行役員で構成する役員会議を設置する。
- c. 取締役会及び代表取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次に示す経営管理システムを構築するとともに、その適切な運用に必要な環境を整備するものとする。
- ア. 取締役会は、定期的に当社グループ全体に係る目標、戦略、予算等の中期・短期経営計画を策定し、代表取締役ほか各業務執行役員を通じて、これに基づく業務執行計画を各業務部門に策定、実施させるとともに、その進捗状況、見通しその他の重要な情報について、定期、不定期に報告を求め、経営計画のレビューを実施することで、適時・適切な計画の修正を実施する。
- イ. 代表取締役は、上記経営管理システムの効果的かつ効率的な運用を可能にするため、業務分掌及び職務・決裁権限を明確にするるとともに、社内における情報の共有、伝達、その他の業務の効率化を図るための情報システムの整備に努める。
- ウ. 各ステークホルダーとのコミュニケーションの円滑化を図り、当社グループに対する理解を促進することにより、ステークホルダーとの適切かつ良好な関係を維持するため、会社情報の管理、開示等について、これを全社的に統括する担当取締役及び当該業務を所管する部門を定め、重要な会社情報の管理及びその適時・適切な開示のために必要なルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団(当社グループ)における業務の適正を確保するための体制

- a. 代表取締役は、子会社の業務執行に関し、生産、販売各子会社責任者会議及び主要部門別グループ責任者会議を設置し、定期的にこれを開催して当社グループ全体の経営計画等の浸透を図るほか、その他のコミュニケーション手段を講じて業務上の情報共有、指示等の伝達を確実かつ効率的に行うものとする。
- b. 取締役会及び代表取締役は、当社の経営管理システムを当社グループ全体に展開するとともに、子会社の業務執行の決定に関する権限等を明確にすることにより、当社グループ経営計画達成に係る業務の効率化と確度の向上を図る。
- c. 代表取締役は、子会社の業務遂行の過程において生じた重要情報の当社に対する報告義務その他子会社管理のために必要なルール、手順を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- d. 代表取締役は、主要な子会社に内部監査組織を設置させ、定期的な内部監査の実施と当社内部監査部門への結果報告を義務付けるものとする。
- e. 当社内部監査部門及び監査役は、計画的に子会社の内部統制に関する実地監査を実施し、その結果を当社取締役会及び監査役会に報告するものとする。当社取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、グループ全体の内部統制システムの継続的改善に努めるものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じるものとする。この場合、当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の異動、人事評価、懲戒については、監査役の同意を得るものとする。
- b. 上記の求めが定常的な必要性に基づくものでないときは、監査役は、内部監査部門及びあらかじめ協議の上特定した部門の使用人に対し、必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼することができるものとする。この場合、当該使用人は、依頼された職務の遂行に関して、監査役の指揮命令に従い、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとし、かつ当該職務遂行の内容については、当該部門における人事評価の対象から除外するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- a. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役会が定める監査役会規則その他の監査業務に係る規程・基準等に従い、その業務の執行に関する情報を監査役に適宜報告するほか、当該規程等にかかわらず、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、内部監査の結果、その他当社及び子会社の業務遂行の過程において生じた重要な事実について、適宜監査役に報告するものとする。
- b. 監査役は、取締役会、役員会議その他の重要な会議に出席できるものとし、代表取締役は、監査役の求めに応じて、会議の開催通知ほか必要な情報を監査役に提供するものとする。また監査役は、必要と認める重要な文書をいつでも閲覧することができるものとする。取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行に係る報告や書類等の提出を求められた場合、これを拒むことができないものとする。
- c. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、その業務の執行に関し、法令・定款違反又はその疑いのある事実を発見した場合、監査役に対し適宜その内容を報告することができるものとし、代表取締役は、これらを周知するために必要な措置を講じるものとする。また当社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利益な取扱いを行わない。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、監査役職務の監査計画の策定及び監査の実施に関し、内部監査部門との連携を図ることについて配慮するほか、監査が円滑に実施されるよう、監査役職務の要請に対して最大限これに協力し、必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役会は、監査役選任議案の決定に際し、各候補者が監査職務に必要なかつ十分な専門知識を有していること及び社外監査役候補者について十分に独立性が確保されていることを前提とした上、その選出にあたり、監査役の意見を重視し同意を得るものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、各国・地域の各種法令・条例・規制などを遵守し、社会倫理にそった事業活動を行うことを大前提として「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念を実現することを基本方針に掲げ、総会屋や暴力団等の反社会的勢力からの脅迫や金品の要求などに屈することなく、決してこれらに応じないことを重要な規範の一つに位置付け、全組織的にこれに取り組んでいくこととしております。

また、当社は、社団法人日本経済団体連合会に加盟し、同会の定める「企業行動憲章」に従い、断固としてこれら勢力と関係を持たないことを宣言しております。

<反社会的勢力の排除に向けた整備状況>

(1) 倫理規範の制定及び暴力団排除条項の規定

当社は、内部統制システムの整備の一環として、取締役会決議により「内部統制基本方針」を策定し、その中で「マブチモーター倫理規範」の制定とその適切な運用について規定するとともに、同規範において、上記基本方針についての社長メッセージ及び反社会的勢力の排除について明記しております。

また、重要な取引契約の締結に当たり、千葉県暴力団排除条例に基づく、いわゆる暴力団排除条項を規定することとしております。

(2) 社内体制の整備状況

a. 対応統括部署

当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を総務部門とし、社外から不自然な接触があった場合は速やかに総務部門に報告・相談することとしております。これら報告・相談があった場合、従業員の保護も念頭に置いた上で、必要に応じて警察当局に支援を要請するなど、会社として最適な対応のあり方を検討、実施することとしております。

b. 外部専門機関との連携及び情報収集

当社は、反社会的勢力の排除について、職場警察連絡協議会等を通じて積極的に地元警察当局と連携するとともに、千葉県暴力団追放県民会議、企業防衛協議会に加盟し、定期的な会合に出席するなどして情報の収集を行っております。

また、トラブル発生時又はこれが予見されるような情報を察知した場合に、上記各関係機関に対する報告・相談を通じて関連情報の提供を行うなど、平素からこれら機関との関係強化に努めております。

c. 社内研修等の実施状況

当社では、上記「マブチモーター倫理規範」を全社員に小冊子の形で配布するとともに、新入社員研修、管理者研修等を通じた定期的な社内教育、その他コンプライアンス統括部門によって適宜実施される社内教育などにより、その内容について周知・徹底を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年2月16日開催の取締役会において、下記のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」を決議いたしました。

(1) 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、ブラシ付小型直流モーターのパイオニアとして、「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念のもと、独自の製品・技術の開発とグローバル市場での製品供給に努め、適正な利潤の創出と長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。高い志に基づく経営理念、技術、そして企業文化を共有し、業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得などの積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営のあり方や一般に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社にとりまして、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、以下の経営方針を実践し、企業価値の向上と社会的貢献に継続的に取り組む者であるべきと考えます。

- 企業を社会的存在と認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努める。
- 経営資源の確保とその有効活用により、適正利潤を継続的に創出し、ステークホルダーに対して適切な還元を行う。
- 人を最も重要な経営資源と位置付け、働く人々の主体的動機づけを充足させ、組織活力を喚起する。

(2) 不適切な支配を防止するための取り組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、当社として、以下のような必要かつ適切な対応策を講じます。

- 社外の専門家を含め、社内チームを構成し、当該取得者の提案内容を、上記の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。
- 当該大量取得が、不適切な者によると判断される場合には、下記の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。
 - 当該措置が基本方針に沿うものであること。
 - 当該措置が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - 当該措置が当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する基本的な考え方

(1) ディスクロージャー・ポリシー

当社は、トップマネジメント自らが「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、ステークホルダーの皆様に対して、当社の企業価値に対する評価と信頼を得るため、適正、公平、適時かつ明瞭な情報開示に努めるほか、情報開示の工夫・充実を図り、有用性の高い情報を開示していくことを基本方針に掲げております。またこれを会社の経営方針の一つとして、社内イントラネット及び当社ウェブサイトにて広く会社内外に開示・周知しております。加えて、同ポリシーにおける情報開示の基準として、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所が定める諸規則に沿って情報開示を行うこと及び法令・諸規則に該当しない情報についても、ステークホルダーの皆様にご理解をいただくために有用と判断した場合には、迅速かつ正確に情報開示を行うことといたしております。

(2) 倫理規範（コンプライアンス・マニュアル）

当社は、「倫理規範」を制定し、その中で、東京証券取引所市場に上場している企業として、投資家の投資判断に影響を及ぼす重要な情報が発生した場合には、可能な限り迅速かつ公平に開示する義務を負っており、これを履行することによって証券市場からの信頼を確保することは上場会社の責務であることを規定し、重要な経営方針のひとつに位置付けております。そして、この「倫理規範」を小冊子化し、トップ自らがすべての役員・社員に守ってもらうべき社会ルールとしてコミットし、グループ会社に配付、周知・啓蒙を図っております。

(3) コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方として、上場企業のコーポレートガバナンスに欠かせない体制整備の一つに、ステークホルダーに対し、適正、公平、適時、かつ明瞭に企業情報の開示を行うとともに、取締役会・監査役会等によるアカウンタビリティが確保されていることを掲げております。

当社は、この基本的な考え方について、トップマネジメントの承認を経て、東京証券取引所が指定する決算短信や金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び当社ウェブサイトなどにより、広く投資家・一般に開示しております。

(4) その他適時開示体制の整備に関する重要な事項

当社は、経営リソースを小型直流モーター事業分野に集中・特化するとともに、当社及び当社の完全支配子会社により企業集団を構成するというシンプルな経営体制をとっております。一方、国際的な分業体制を確立し、世界中の広範な用途市場に製品を供給しております。したがって、当社グループの適時開示体制は、親会社である当社による統制に大きく依存するものの、関係国における社会制度に対するコンプライアンス及び多様なステークホルダーに対して適切な対応を可能にする体制の整備に留意しております。

2. 適時開示の体制及び手続き

当社は、金融商品取引法に基づく「重要事実」及び東京証券取引所が定める諸規則に基づく「適時開示事項」に係る情報の管理及びインサイダー取引の未然防止のための社内規程を整備しており、これに従って、次に掲げるとおり会社情報の適時開示体制を構築すると共に、適時開示手続きの整備を実施しております。

(1) 適時開示担当組織

a. 情報管理責任者

当社では、社内規程に基づき、管理部門担当役員を情報管理責任者に任命し、これを東京証券取引所が指定する「情報取扱責任者」として同所に届出ております。当社において決定又は発生した重要情報(適時開示情報)は、すべてこの情報管理責任者に伝達・集約されております。情報管理責任者は、重要情報の管理、情報開示の内容、開示時期及び開示方法等について一元的に責任を負います。

b. 情報開示担当部署

当社では、特定の一部署を適時開示担当部署として指定しておりません。情報開示責任者が、情報の内容に応じて発生都度担当部署を指定することとしております。適時開示の内容、開示時期及び開示方法等については、必要に応じて、トップマネジメント(内容によっては取締役会又は担当役員)、情報管理責任者、経営管理部(経理・財務担当部門)、広報IR室(IR担当部門)、総務部(適時開示に関する社内規程の所管部門)による協議によってこれを決定しております。

c. 全社的な対応体制

適時開示事項に該当する重要情報の伝達・管理・開示に関する社内規程については、すべてのグループ会社に適用させており、グループ各社にて決定又は発生した重要情報は、当該会社の最高責任者から当社の情報管理責任者に伝達されます。

また、当社内においては、情報管理責任者が、重要な意思決定を行う役員会議、取締役会などに出席し、決定事項に関する情報を収集するとともに、稟議制度等を通じて代表取締役その他業務執行役員からも決定事項に関する情報伝達を受けております。さらに、発生事項・決算情報に関する重要情報は、社内各部門の責任者から情報管理責任者に伝達されることになっております。

なお、当社では、上記関連規程の内容、会社情報の管理及び適時開示のあり方に関して、役員及び従業員に対する定期的な教育を実施するとともに、内外において関連リスクの顕在化やそれを予見させる事象などが生じた場合には、適宜必要な教育を実施しております。

d. その他情報の伝達を補完する体制

当社グループにおいては、当社社長以下の役員全員及び部門責任者並びに関係会社の最高責任者を構成員とするリスクマネジメント委員会を設置し、これを母体とした緊急時対応体制を整備しております。重大なリスクの顕在化など緊急事態の発生時には、これら構成員を通じて直ちにリスクマネジメント委員会事務局、当社役員及び関連組織に速やかに伝達されることになっております。

(2) 適時開示手続き

当社グループにおいては、既述の体制により情報管理責任者への情報の伝達が行われ、関係者による分析・協議を経て、情報開示の内容、開示時期及び開示方法が決定されます。主として、経営管理部は業績・決算関連情報の開示内容の検討及び他の開示情報における業績等への影響に関する分析、広報IR室は投資家ニーズの反映や開示方法に関する検討、総務部は関係法令や諸規則に対する相当性の検証などの役割を負います。

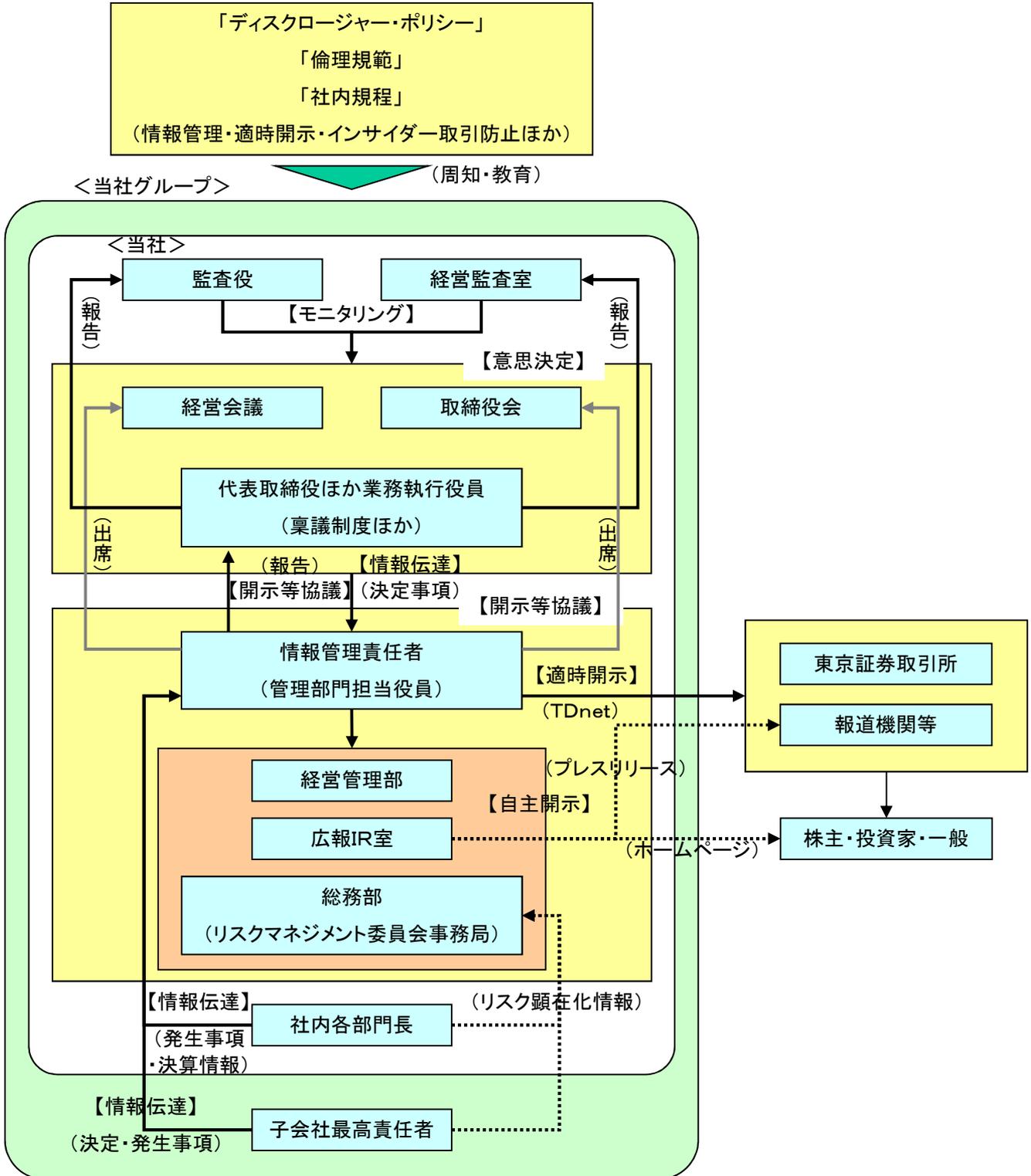
なお、開示方法については、「ディスクロージャー・ポリシー」に従い、東京証券取引所の諸規則に基づく適時開示事項については、同所が提供する情報の適時開示システム(TDnet)によって行うこととしており、その他の情報につきましても、投資家向けに有用な情報である場合は、同システムを利用することとしております。また、当社ウェブサイトへの掲載やプレス・リリースによってこれを補完し、適時開示の適正性、公平性を図っております。

(3) 適時開示体制に関するモニタリング

当社におきましては、内部監査部門(経営監査室)を設置しており、当該部門によって会社の業務執行状況(適時開示業務を含む)についてのモニタリングが行われます。また、担当役員である情報管理責任者は、取締役会に出席し、業務執行状況について報告することとしており、これによって適時開示業務の執行状況について取締役会の監督を受けることとなります。

加えて、会社法の下に基づき取締役会が決定した内部統制システムの整備に関する基本方針(「内部統制基本方針」)において、取締役及び使用人は、業務執行に関する情報を適宜監査役に伝達するほか、当社及び当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、並びに当社及び子会社の業務執行の過程で生じた重要な事実について適時に監査役に報告することとしております。これにより監査役は、会社情報の適時開示体制が適切に機能しているか否かを監視することが可能になっております。

会社情報適時開示に係る体制図



※➡(点線矢印)は、東京証券取引所規則に基づく適時開示の体制・手続きを補完する機能を示しております。